

滋 水 第 5 5 5 号
令和6年（2024年）6月12日

琵琶湖海区漁業調整委員会
会 長 谷 口 孝 男 様

滋賀県知事 三日月 大造

漁業の許可の基準について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第5項の規定に基づき、刺網漁業の許可の基準について貴委員会の意見を問います。